



まだ間に合う! マイナンバーカードを申請しよう!!

問 マイナンバーカードについて:市マイナンバーコールセンター ☎63-0178、市民課 ☎56-0607
マイナポイントについて:情報課 ☎56-0601

マイナンバーカードとマイナポイント **第2弾**

マイナンバーカードの未取得の人には二次元コード付き
交付申請書が送付されています。

市役所市民課窓口で申請のお手伝いをしています!

この機会にマイナンバーカードを申請しませんか?

申請時の
持ち物

- ①本人確認書類
- ②通知カード

出来上がった
カードは自宅に
郵送できるよ♪*

写真撮影
無料!



予約
不要!



マイナンバーカードの
作り方はこちら▶▶▶



マイナポイント
第2弾対象のカードの
申請期限は、**9月末**まで。
最大**20,000**円分の
マイナポイントが
もらえます!!

臨時窓口も開設しています!

時 9月10日(土)、25日(日)9:00~12:40
9月14日(水)17:15~19:00

場 市役所本庁舎1階 市民課

他 カードの受け取りは要予約。詳細は市HPへ。

*本人確認書類が揃っていない場合は、カードは市役所に受け取りに来ていただくことがあります。

あなたの暮らしに! 消費生活情報 問 地域共生推進課 ☎56-0551

〈「お試し」のつもりが定期購入に!!〉

販売サイト等で通常価格より低価格で購入できることを広告する一方で、定期購入が条件となっている健康食品、化粧品の通信販売に関する相談が多く寄せられています。「1回目の金額は低価格なのに、2回目以降は高額になった」「広告を見ていつでも解約できと思っていたが、割引クーポン適用のコースで契約していたため受け取り回数が決まっていた」などの事例も見られます。



アドバイス

便利なインターネット通販ですが、利用の際には注意が必要です。注文する前に販売サイトの利用規約や「最終確認画面」で総額や解約条件等をよく確認し、最終確認画面はスクリーンショット等で残しておきましょう。

❗ 「詐欺的な定期購入商法」の規制が強化された改正特定商取引法が施行されました。

6月1日に施行された改正特定商取引法により、販売業者等は、取引における基本的な事項を最終確認画面等で明確に表示することが義務づけられました。また、販売業者等の誤認させるような表示等で申し込みをした消費者は、申し込みの取り消しを主張できるようになりました。

少しでも「おかしいな」「怪しいな」と不安になった場合は、市消費生活センターまたは愛知県消費生活総合センターにご相談ください。専門の相談員が対応します。相談日はP.8へ。

◆愛知県消費生活総合センター ☎052-962-0999

◆長久手市消費生活センター(市役所西庁舎2階 地域共生推進課内) ☎64-6503